

第9回ディベート・アゴラ

論題：日本は法定刑の重い重大犯罪の刑事裁判に裁判員制度を導入すべきである。

*内閣司法制度改革審議会で、裁判員制度の導入が決定していないこととする。

肯定側立論

定義を述べます。「法定刑の重い重大犯罪」とは、死刑または無期、もしくは3年以上の懲役に処される犯罪とします。

プランを述べます。

2004年4月に刑事訴訟法を改正し、2007年4月より施行します。

- (1) 裁判員は選挙人名簿から、裁判ごとに無作為に選ばれます。人数構成は、裁判官2人、裁判員7人とします。
- (2) 免除の申し出は、裁判所がやむを得ないと認めた場合のみ許可されます。
- (3) 裁判員は裁判官とともに評議を行い、有罪・無罪の決定をします。
- (4) 評決は過半数で決定します。
- (5) 裁判員は有罪の際の刑の量定も行います。
- (6) 評議にあたっては裁判官と裁判員の権限は対等とします。

プランから生じるメリットを2つ説明します。

メリット1は「国民の司法参加」です。

発生過程を2点説明します。

1. 現状では国民の司法参加制度がありません。

唯一、最高裁判所裁判官の国民審査制度があるだけで、陪審制度や参審制度もありません。

2. 裁判員制度の導入によって国民は司法に参加することができます。

裁判員は選挙人名簿から、広く、無作為に選ばれ、刑事裁判に直接参加することができます。こうして国民の司法参加のメリットが発生します。

重要性

国民の参加により、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになります。司法制度改革審議会議見書、2001年6月12日¹より引用します。引用開始。

「訴訟手続は司法の中核をなすものであり、訴訟手続への一般の国民の参加は、司法の国民的基盤を確立するための方策として、とりわけ重要な意義を有する。すなわち、

¹ <http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>

一般の国民が、裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになる。」引用終了。

このように国民の司法参加は大変重要なメリットです。

メリット2は「冤罪の防止」です。

発生過程を3点説明します。

1. 多くの冤罪事件があります。

小田中聡樹、東北大学教授は『冤罪はこうして作られる』1993年の中で、以下のように述べています。引用開始。

「きわめて重大な事件で、死刑や無期懲役の誤判がおこなわれているという事実は、比較的軽い事件でもかなり誤判があるのではないかということ推測させる。なぜなら、死刑、無期懲役などの重大事件では、きわめて慎重な審理がおこなわれるのが通例であり、それにもかかわらず誤判が生じているということは、比較的軽微な事件での誤判の存在をうかがわせるに十分だからである。」引用終了。

2. 裁判官の予断が冤罪を生んでいます。

弁護士の秋山賢三氏は『裁判官はなぜ誤るのか』2002年の中で以下のように説明しています。引用開始。

「有罪判決ばかりを言い渡すことに慣れている日本の裁判官は、法廷に入る最初から何となく被告人に対して有罪の予測を抱きがちになる。(あとで述べるように、) 審理している被告人の 99.9 パーセントが有罪になるわけであるから、そうなるのはある意味では無理もないのかもしれない。」引用終了。

3. 裁判員制度により冤罪が減ります。

弁護士の四宮啓^{もとむら}は、『自由と正義』1997年4月号の中で以下のように説明しています。引用開始。

「日本の否認事件の無罪率は1985年から1995年までの11年間のうち、公選法違反で大量無罪が出た1991年と1993年を除くと年間で平均約1.8%である。これに対して陪審裁判の無罪率を見ると、戦前の日本の陪審裁判では17%、カリフォルニア州では16.9%、イギリスでは36.1%だ。つまり、陪審制度によって無罪が増えることは統計上明らかな事実であって、このことはとりもなおさず多くの被告人が一審で救済されることを意味する。」引用終了。

重要性を説明します。

無実の人が罪に落とされる冤罪は、絶対にあってはなりません。100人の犯罪者を見逃しても1人の冤罪も出してはならないのです。このような冤罪を防止できるメリットは大変重要です。

否定側立論

定義は肯定側に従います。

肯定側のプランによって起こるデメリットを述べます。

デメリットは「司法の混乱」です。

発生過程を2点説明します。

1. 事実認定の混乱です。

A. 事実の認定は証拠によって判断されるべきで、素人の常識は、入り込む余地はありません。

大久保太郎、元東京高等裁判所判事は、『判例時報』2001年8月の中で、以下のように述べています。引用開始。

「刑事裁判における事実の認定は証拠によってのみ判断されるべきものであり、「常識」などの入り込む余地はない。法律の解釈と刑の量定とには裁量に委ねられる場合があるが、これとて甲と判断するか乙と判断するかどちらが当該事案に即して妥当かという問題であって、「国民の健全な社会常識」云々という大袈裟なものではない。」引用終了。

B. その上、単なる常識判断では事実認定できません。

荒木友雄、流通経済大学法学部教授は、『現代刑事法』2001年12月号の中で以下のように説明しています。引用開始。

「いずれにせよ、事実の認定が基礎となるが、結局は、法に照らしどう評価・判断すべきかということが結論を左右し、単なる常識判断では結論が出せないことがままあるのである。とりわけ、責任能力の有無といった問題になると、精神障害と行為との因果関係がよく問題になり、これ自体判断の難しい法律的問題であるが、そもそも病気や病状について、医師である鑑定人の意見が一致しないこともあって、認定に苦慮するケースも少なくない。」引用終了。

2. 量刑が重くなります。

A. 初めて裁判を経験した人は、量刑が重くなります。

弁護士の佐藤博史氏は、『現代刑事法』2001年12月号の中で以下のように述べています。引用開始。

「ただ、適正な量刑はかなり難しいことで、ある程度経験を積む必要があることは、修習生のことを考えるだけでも明らかです。特に、否認事件で有罪と認定したときの量刑は、初めて裁判を経験した人では、量刑が重くなる傾向があります。今回の裁判員制では裁判員が一回的にしか関与しないことになっていますが、フランスの調査結果でも、参審員がある程度経験を積むと量刑も寛大になってくることが指摘されています。つまり、市民が量刑することについて、学習や経験を重視しない制度は、かえ

って危険ではないかと思います。」

B. その上、量刑の相場が崩されてしまいます。

新倉修、青山学院大学教授は『裁判員制度がやってくる』2003年の中で以下のように述べています。引用開始。

「裁判官や弁護士など法曹界のお仲間内では、量刑の相場というものがあるわけです。ところが、素人は簡単にそれを踏み越えていくから、全体としては、刑が重くなる可能性が結構強いですね。」引用終了。

C. たとえガイドラインを示しても、量刑は重くなります。

「司法改革」研究会編『「司法改革」はこれでいいのか』2002年より引用します。引用開始。

「また、量刑にも関与させるという。これにはいろいろ議論はありますが、一つは専門的・法技術的分野だから実際に無理だ、難しいという議論がなされています。これに対しては、検察官が量刑のガイドラインを示すという対案も出されている。しかしそうなれば検察官主導で、それに引っ張られてしまう。基本的には、重罰化の方向へ向いていることになります。」引用終了。

裁判員制度を導入すると、裁判の基本である事実認定が正しく行われません。事実認定が正しく行われないと、有罪・無罪の判決が誤って下されてしまいます。

また、従来よりも量刑が重くなってしまい、その上、量刑相場も崩れてしまいます。これでは裁判の公平性が失われてしまい、司法の混乱を招いてしまいます。

重要性を説明します。

司法は三権分立の一翼を担う重要な制度です。その司法が混乱しては、日本の民主主義社会が立ち行かなくなってしまう。司法は常に中立で、公平でなければなりません。司法をいたずらに混乱してしまう裁判員制度は導入すべきではありません。

証拠資料

●佐々木知子（作家、参議院議員）『日本の司法文化』（文藝春秋、2000年）、p. 39-40

地裁段階での終局処理人員五万六九二一人（交通関係業過、道交法違反を含む）、無罪五一人。無罪率〇・一パーセント。うち殺人は、六五七人中無罪七人である（同一パーセント、平成九年）。裁判所がろくに審理をしないから無罪が出ない、冤罪が生まれるのだといった批判をする人がいるが、それは違う。わが国の無罪率が極端に低いのは—それがいいかどうかの評価は別として—検察が起訴段階でのハードルをうんと高くし、慎重すぎるほどのスクリーニングをかけている結果なのである。

●大久保太郎（元東京高等裁判所判事）「裁判員制度案批判」『判例時報』2001年8月、p. 29

よしんば法律の解釈とか刑の量定について“国民の多数がこう考えるであろう”と想定し得る問題があったとしても、選挙人名簿から無作為に抽出された僅々数名の者の意見など、あくまでもその者ら個人の見解であって、直ちに“国民の多数の意見”だということはできない。最終意見は、選ばれた以上その人がどんな人であれ「健全な社会常識」の持ち主だとの論理に立つものであるが、この論理は虚構であろう。

●「司法改革」研究会編『「司法改革」はこれでいいのか』（八朔社、2002年）、pp. 157-158

もう一つ、司法に国民の直接の声を反映されるようにすればいいじゃないかという意見もありますが、それは実態として可能でしょうか？「国民の声」がどこにあるのかということは、だれにも決められません。結局、多数者なり、政府が決めていくということになるでしょう。そうすると少数者の声はかき消されてしまいます。司法制度は、基本的人権を護るという考え方に照らして、是非かという観点から構築される必要があります。特定の人や団体にとって便利な司法制度という

のは非常に危険です。そういう点からしても、国民が参加さえすればよいのだという考えは間違いだと思います。

●浜辺陽一郎（弁護士）『司法改革』（文藝春秋、2001年）、p. 111

参審制では、裁判を分かりやすくして国民にレベルの高い関心を持ってもらい、手続きのあり方を変革していく効果が、どこまであるのか大いに疑問です。実際のところ、参審制度とは、現在の制度にちょっと参審員を加えたらできてしまうような、安直な改革になりかねないのです。その程度の「国民司法参加」制度であれば、今までと同じお茶を濁す程度の制度改革に終わってしまうことになりかねません。

●丸田隆（関西大学教授）「法と責任（1）」『法学セミナー』2001年10月号、p. 79

最高裁の司法統計年報によると、刑事裁判の第一審判決が「事実誤認」を理由に控訴審で破棄された例は、一九九五年から九九年までの五年間の平均で、六六件で、控訴審における破棄理由の八・三%を占める。これが多い数字かどうかは別として、「プロ」である事実審裁判官の事実認定が、おなじ「プロ」の高裁裁判官によって、「間違い」として拒否されていることになる。

●秋山賢三（弁護士）『裁判官はなぜ誤るのか』（岩波書店、2002年）、p. 159

これまでも何回か触れたが、七五年の最高裁白鳥決定を皮切りに、従来、「開かずの門」だった「最新の門」が少しずつ開き始め、免田・財田川・松山・島田事件の死刑・再審四事件をはじめ、再審開始・無罪確定に至る事件が続いた。こうした事態の進展によって、わが国の刑事裁判に潜在する問題点が、徐々に国民一般にとっても分かりやすい形で明らかになってきた。すなわち、誤判の続発する刑事裁判の現状は、それ自体決して偶然のものではなく、捜査・起訴・公判・判決・上訴を

含めた全体としての司法構造から必然的に生まれた「構造的冤罪」であると言わなければならない、という事実が見え始めてきたのである。

●渡辺洋三（東京大学名誉教授）『日本の裁判』（岩波書店、1995年）、p. 9

国民主権の原理に立脚する近代民主主義国家においては、立法および行政のみならず、司法もまたその権力的正当性をこの原理によって制度的に基礎づけられなければならない。その制度的基礎づけの方法として、裁判官公選制度、裁判官国民審査制度、法曹一元化制度、陪審制度、参審制度などが考案され、各国の歴史的、政治的、社会的、文化的な諸事情に応じて種々の修正や選択を施されて実施されている。ところがわが国では、最高裁判所裁判官について前述のような不十分な国民審査制度があるのみで、裁判官公選制度のみならず、陪審制度や参審制度もない。このことは、民主主義国家の司法としては異例なことである。

●秋山賢三（弁護士）『裁判官はなぜ誤るのか』（岩波書店、2002年）、p. vi

しかし、冤罪問題は特に最近、これまで裁判とは何の関わりも持つことのなかった一般市民をも巻き込む形で、しかも次第に深刻化の様相を呈しつつある。例えば朝の通勤電車内で突然に痴漢犯人と間違われ、必死に否認しても聞いてもらえず、他に確たる証拠もないのに「一人の女性が言っている」というだけで起訴され、被告人として長期間の裁判を戦うことを余儀なくされるケースが続出している。しかも刑事訴訟法上の権利である保釈も許されないまま、いずれも長期間拘留され、誤った有罪判決、さらに実刑判決を受けたりする場合も増えている。

●秋山賢三（弁護士）『裁判官はなぜ誤るのか』（岩波書店、2002年）、p. 15

しかし、わが国の裁判官には、弁護人として、被

疑者・被告人と金網越しに面会した経験もなく、また、法廷で検察官や裁判官と対峙した経験もない。要するに当事者としての体験がないという点に特色がある。そしてまた、法律解釈についてはともかく、事実認定それ自体については、裁判官が「専門家」というわけでないことは広く承認されている。

●秋山賢三（弁護士）『裁判官はなぜ誤るのか』（岩波書店、2002年）、p. 89

わが国では、冤罪被害を受け、国家の犯した誤りによって過酷な人生を強いられた当の本人やその家族らの気持ちが、誰かによって、きちんと取り扱われるシステムは、何も確立されてはいない。彼らの気持ちは、どこにもやり場のないものとして放置されたままなのが、常のことなのである。そもそも、冤罪であることが公式に明らかになったとき、わが国では、具体的な担当者や当該機関の最高責任者が、明確な謝意を表明したという例すら、私は寡聞にして知らない。

●秋山賢三（弁護士）『裁判官はなぜ誤るのか』（岩波書店、2002年）、p. 176

現実には裁判所の検察官に対するハードルは驚くほどに低く、最近の裁判官は検察官がごく一通りの立証をただけで、検察官立証は十分であるとして、今度は弁護人に対して反証を求めるといった傾向があるが、その結果、被告人・弁護人は無実の立証責任を負担させられることになっている。